

財務諸表に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等 - 償却原価法（定額法）
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの - 決算日の市場価格に基づく時価法

（2）固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品 - 定額法
- ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
- ・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

（3）引当金の計上基準

- ・退職給付引当金 - ・ ・ ・ 兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済平成29年3月31日期末要支給額
- ・賞与引当金 - ・ ・ ・ 計上していない。

3. 重要な会計方針の変更

該当事項はありません。

4. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構

兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- （1）法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）
- （2）事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）
- （3）社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
- （4）収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

（5）各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア みどり苑

- 「本部会計」（社会福祉事業）
- 「通所介護」（社会福祉事業）
- 「通所介護」（社会福祉事業）
- 「在宅支援センター」（社会福祉事業）
- 「居宅」（公益事業）

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	10,892,784	0	0	10,892,784
建物	64,374,145	0	3,139,693	61,234,452
投資有価証券	0	0	0	0
合計	75,266,929	0	3,139,693	72,127,236

7. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等

特別積立金の取崩し

減価償却したことに伴い、国庫補助金等特別積立金2,984,197円を取り崩した。

8. 担保に供している資産
担保に供されている資産は以下のとおりである。 該当なし。

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産 建物	161,908,925	100,674,473	61,234,452
有形固定資産 車両運搬具	12,434,720	10,456,717	1,978,003
有形固定資産 器具及び備品	22,301,882	13,248,466	9,053,416
有形固定資産 構築物	2,100,000	2,099,999	1
無形固定資産 ソフトウェア	7,176,200	5,079,076	2,097,124
合計	205,921,727	131,558,731	74,362,996

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)
債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
該当なし。	0	0	0
合計	0	0	0

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
該当なし。	0	0	0
合計	0	0	0

12. 関連当事者との取引の内容
関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位：円)

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容 又は職業	議決権の 所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼務等	事業上 の 関係				
該当なし。			0						0		0

13. 重要な偶発債務
該当なし。

14. 重要な後発事象
該当なし。

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び
純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし。